## 第9期 吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

# 概要版資料

#### 1 計画の法的根拠

本計画は、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を本市における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に策定します。

## 〇高齢者福祉計画

老人福祉法第20条8の規定に基づき、高齢者福祉施策の供給体制の確保について定める計画です。

## 〇介護保険事業計画

介護保険法第117条の規定に基づき、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施について定める計画です。

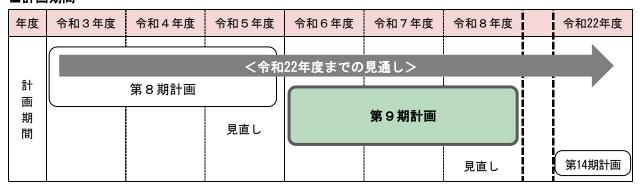
## 2 計画の位置付け

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(以下「第9期計画」という。)は、吉川市総合振興計画、吉川市地域福祉計画を上位計画として、令和22年(2040年)を見据え段階的に介護サービスを充実し、高齢者を支える地域づくりを進める計画として策定するものです。

#### 3 計画の期間

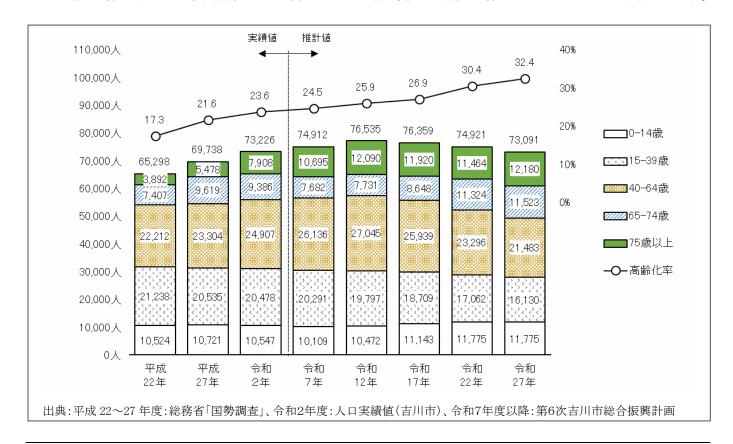
この計画は、第14期計画期間中の令和22年度(2040年度)までを見通した中で、令和6年度から令和8年度までの3カ年とします。

#### ■計画期間



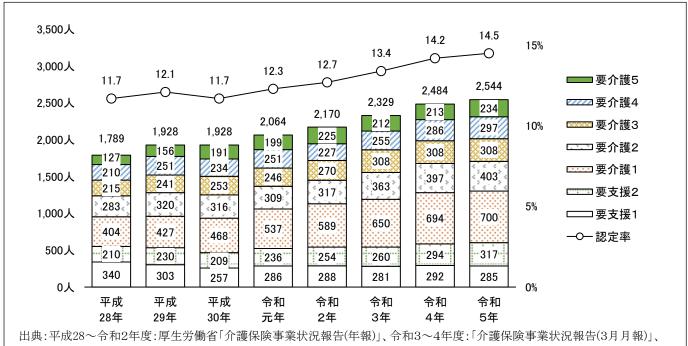
## 総人口・高齢者人口の推移と見込み

本市の総人口は、令和7年中に7万5千人を超えることが見込まれています。75歳以上の高齢者数 が大幅に増加するため、高齢化率の上昇とともに要介護認定者数も増加していくことが予測されます。



#### 認定者数の推移 5

本市の65歳以上の認定者数は、平成28年度以降増加傾向にあり、平成28年度の1,789人から令和5年 度の2,544人へと755人増加し、約1.4倍になっています。認定率は、令和元年度以降上昇を続け、令和 5年度には14.5%となっています。



令和5年度:直近の「介護保険事業状況報告(月報)」

## 6 計画の基本理念と地域の理想像

本計画では、基本理念である「高齢者の幸福実感の実現」のもとに、地域の理想像である「すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域」を目指します。

この地域の理想像は、「人とのつながりを持ちたい」、「仲間と一緒にいたい」、「互いに支え合いたい」、「役割を持ちたい」、「生きがいを持ちたい」、「地域に参加していきたい」などの市民の想いと希望を地域の理想像としたものです。

この地域の理想像を実現することにより、高齢者それぞれの希望と選択に応じた高齢者の幸福実感 につながるものと考えます。

なお、本市の最上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」では、本市に関わるすべての方と共に 目指す10年後の将来都市像を「幸せつながる みんなのまち よしかわ」として掲げまちづくりを進 めており、本計画の基本理念と地域の理想像は、将来都市像の実現にもつながるものとして、計画を推 進します。

## 基本理念 高齢者の幸福実感の実現

地域の理想像 すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域

## 7 計画の基本目標

## <u>基本目標1 生涯、元気で活躍する環境をつくる</u>

生涯を通じた社会参加により自らの健康を維持するため、身近な場所で健康づくり・体力づくりを 習慣化できる仕組みづくり、知識や経験を活用できる社会参加・就労の機会づくり、心豊かに充実した 生活を送るための生きがいづくりにより、生涯元気で活躍する環境をつくります。

#### 基本目標2 高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

地域のつながり、地域の支え合いの力を高めるため、地域の多様な社会資源(NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など)との連携による支え合い活動の担い手や通いの場づくりに取り組むとともに、認知症の理解、見守り体制、権利擁護、介護者の支援により、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくります。

#### 基本目標3 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

地域包括ケアシステムを深化するため、地域包括支援センターの活動、在宅医療と介護の連携、総合事業、外出支援、住まいの支援などの取組を進め、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境をつくります。

#### 基本目標4 利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

介護保険制度の持続性を高めるため、高齢者人口の増加に対応した介護保険サービスの質の維持・ 向上、介護人材の確保、サービスの適正利用を促進し、利用者に応じた介護サービス提供体制をつくり ます。

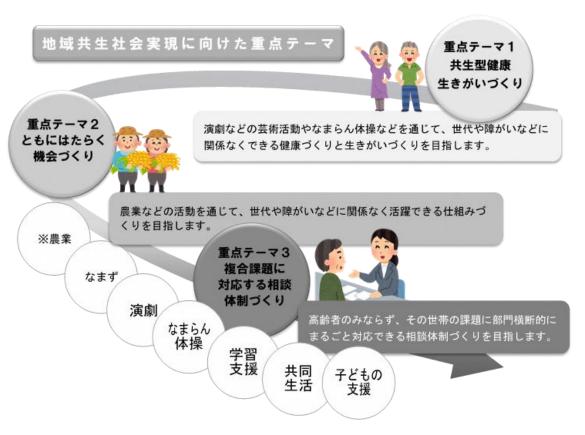
## 8 地域共生社会実現に向けた重点テーマ

介護が必要となっても、住み慣れた地域で高齢者が尊厳の保持と自立した生活を継続することができるよう「地域包括ケアシステム」を深化・推進していく必要があります。

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれておりますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、困難を抱える地域の子どもや子育て家庭に対する支援等にも応用することが可能な概念となります。

そのため、これらに同時に直面する世帯など、高齢者を含めたそれぞれの世帯の課題に部門横断的に幅広く対応できる支援体制の構築が重要であり、地域包括ケアシステムの構築を令和7年(2025年)に向け段階的に進める中で、すべての市民・関係者が地域の問題・課題を自分の事として捉え関わり、支え手・受け手という関係を超えて、多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくる「地域共生社会」の実現に向けた段階的な取組が求められています。

第8期計画において、利用者を限定しない分野横断的な視点を加えた重点テーマを掲げ、令和7年 (2025年)を目途に、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むための基礎づくりを進めていま す。



※テーマを実現するための取組分野の例を示すものです

#### 9 吉川市高齢福祉サービスの見直し

本市において、介護保険制度に基づく給付の他、多種の高齢福祉サービスを支給しています。これらのサービスについては、社会情勢や利用者を取り巻く環境の変化を踏まえて適時、検証を行うとともに必要な見直しを行うことで効果的かつ効率的なサービスとして提供されるべきであると考えています。

そのため、第9期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定をするにあたり、各種サービスについて現行制度の検証を行うとともに必要な見直しを行います。

#### 1 見直しの視点

各種サービスの見直は以下の視点で整理を行いました。

- ①社会情勢の変化等
- ②費用対効果
- ③代替可能な類似サービスの存在
- ④公平性の観点

## 2 類型の内容

各種サービスを4つの視点で整理した後、以下の類型で整理を行いました。

- A 代替可能な類似サービスが存在し、それによって利用がない又は少ない事業
- B 社会情勢の変化によって必要性や効果が希薄になっている事業
- C 社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業
- D 代替可能な類似サービスが存在にするとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業
- E 公費によるサービスとして公平性に課題がある事業

## 3 見直し対象サービスと今後の方向性

#### 類型「A」代替可能な類似サービスが存在し、それによって利用がない又は少ない事業

- (1) ふれあいデイサービス
- (2) 日常生活サポートサービス
- (3) 生活安心ヘルプサービス
- (4) くらしアップデイサービス

#### 【課題の整理】

要介護・要支援に至らないものの一定の状態に該当する方に対しては、介護保険制度で同様のサービスが設定されています。

#### 【今後の方向性】

代替サービスがあり、又、ふれあいデイサービスについては、コスト高にもなっていることから廃止とします。

⇒令和6年3月末 廃止

### 類型「B」社会情勢の変化によって必要性や効果が希薄になっている事業

- (5) 買い物支援利用助成
- (6) 寝具洗濯乾燥サービス

## 【課題の整理】

日用品の宅配は、民間における類似サービスが一般化しています。寝具の洗濯・乾燥は、高齢者や障がい者特有のニーズではなく一般的に家庭やコインランドリーなどで行われており、福祉サービスとして実施する意義が低下していることに加え、利用も少ない状況です。

#### 【今後の方向性】

福祉サービスとして実施する意義が低下しているため廃止とします。 ⇒令和6年3月末 廃止

#### 類型「C」社会情勢の変化によって代替技術が存在するとともに費用負担に課題がある事業

(7) 位置情報提供サービス利用支援

#### 【課題の整理】

GPS 機能を搭載するスマートフォンの普及が進んでいます。また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考えます。

#### 【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、月額の利用料は自己負担とします。ただし、激変緩和のため、利用料の自己負担は段階的に行います。

⇒令和6年4月より初期費用を利用者負担から公費負担とします。

基本料は全額公費負担から利用者負担とします。ただし、激変緩和のため、基本料のうち一部を補助します。

#### (8) 緊急時通報システム貸与

#### 【課題の整理】

民間による類似サービスの提供が進んでいます。また、利用者負担が初期費用のみであり、受益に対する応分の負担が発生していない点も課題と考えます。

#### 【今後の方向性】

初期費用は公費負担とし、センター使用料800円+税と機器レンタル料700円+税(以下利用料とする)は自己負担とします。ただし激変緩和のため、利用料の自己負担は段階的とします。

⇒令和6年4月より

端末の設置に要する費用1,500円(税別)のうち利用者が500円を負担していましたが、設置に要する一部負担を求めないこととします。

また、毎月、利用料は公費負担でしたが、全額利用者負担とします。ただし、激変緩和のため、利用者負担は、利用料の一部とします。

# 類型「D」代替可能な類似サービスが存在するとともに、事業の目的に対する手段や費用対効果に課題が認められる事業

(9) 高齢者配食サービス

#### 【課題の整理】

日中一人暮らし世帯については、常時単身ではないため、安否確認の手段として課題があります。 また、配食による健康増進は手段として適切か課題があるとともに、民間における類似サービス が一般化しています。

## 【今後の方向性】

経過措置期間を設けた上で、令和7年度から日中一人暮らし世帯は対象外とします。また、さらなる制度の見直しについては、引き続き社会情勢を注視しつつ、必要に応じて検討するものとする。 ⇒令和7年4月より、日中一人暮らし世帯は対象外とします。

## 類型「E」公費によるサービスとして公平性に課題がある事業

(10) 高齢者世帯賃貸住宅家賃助成

#### 【課題の整理】

各人の選択の余地が大きい住宅について家賃の金銭的支援を行うことは公平性に課題が認められます。

#### 【今後の方向性】

本制度を前提に生活設計を行っている例もあると考えられ、影響は大きいことから、今後の検討課題とします。

パブリックコメントを経て、当該計画を策定する際、必要な条例・規則等改正を行ってまいります。

# 10 高齢者福祉施策の体系

基本理念	地域の 理想像	基本目標	施策
高齢者の幸福実感の実現	すべてのひとが 生涯にわたり居場所と役割を持ち 活躍する地域	<u>基本目標Ⅰ</u> ─ 生涯、元気で活躍する 環境をつくる	1 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市 民理解の促進 2 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労 支援 3 生きがい活動の支援
		基本目標Ⅱ 高齢者を支える 地域のつながりと 生活支援体制をつくる	1 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の 充実 2 認知症に関する市民理解の促進 3 認知症早期発見体制の構築 4 認知症になっても安心して生活できる体制の 構築 5 見守り体制の構築 6 地域包括支援センターと地域の連携 7 高齢者の権利擁護 8 高齢者虐待の防止と高齢者保護の推進 9 介護者の支援 10 災害や感染症対策における体制の整備
		■ 基本目標Ⅲ 高齢者が 住み間れた地域で 安心してる 環境をつくる 基本目標Ⅳ 利用体制をつくる	1 地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上 2 在宅医療と介護連携の強化 3 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進 4 総合事業の基盤づくり 5 外出しやすい環境づくり 6 住まいの確保 7 買い物の機会の確保  1 サービス提供体制の確保 2 サービスの質の向上のための基盤整備

## 11 高齢者福祉施策の主な取り組み

## 基本目標I生涯、元気で活躍する環境をつくる

- 1 健康づくり・体力づくりの習慣化と健康への市民理解の促進
  - ○ウォーキングを通じた健康づくり・体力づくりの推進 ○健康・体力づくりポイント制度の推進
  - ○いきいき運動教室を通じた健康づくり・体力づくりの推進 ○フレイル予防事業の推進【拡充】
  - ○市オリジナルの脳トレ問題集「吉川市脳活ドリル」の活用
- 2 社会参加型の介護予防の推進と高齢者の就労支援
  - ○アクティブシニアの活動促進 ○介護支援ボランティア制度の推進
  - ○シルバー人材センターの活動の支援
- 3 生きがい活動の支援
  - ○老人クラブ、連合長寿会活動の支援 ○スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動への参加推進
  - ○老人福祉センターの充実 ○高齢者ふれあい広場の利用促進

## 基本目標Ⅱ 高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制をつくる

- 1 地域の担い手づくりと住民主体の通いの場の充実
  - ○生活支援体制整備 ○健康づくり・介護予防リーダーの養成・支援
  - ○ウォーキングリーダーの養成 ○地域型介護予防教室の支援【拡充】
  - ○地域住民主体のサロン活動の支援
- 2 認知症に関する市民理解の促進
  - ○認知症サポーターの養成 ○認知症キッズサポーターの養成
  - ○若年性認知症等に対する理解促進 ○認知症の予防に向けた普及啓発
- 3 認知症早期発見体制の構築
  - ○早期発見のための普及啓発 ○認知症初期集中支援チームによる早期診断・早期治療の支援
- 4 認知症になっても安心して生活できる体制の構築
  - ○認知症ケアパスの普及・啓発【再掲】 ○集いの場や相談体制の充実【拡充】
  - ○認知症の方が活動・活躍できる場の検討【拡充】
  - ○認知症高齢者等を介護する方への支援【見直し】
- 5 見守り体制の構築
  - ○要援護者見守りネットワークの充実 ○消費者被害・防犯体制の充実
- 6 地域包括支援センターと地域の連携
  - ○地域ケア会議による地域ネットワークの構築
- 7 高齢者の権利擁護
  - ○成年後見制度の普及啓発【拡充】 ○権利擁護支援の体制整備
  - ○相談支援機能及び利用支援体制の充実【拡充】 ○地域連携ネットワークの構築
- 8 高齢者虐待の防止と高齢者保護の推進
  - ○高齢者虐待の防止 ○高齢者保護の推進
- 9 介護者の支援
  - ○介護相談体制の充実 ○介護者の負担軽減
- 10 災害や感染症対策における体制の整備
  - ○災害時における避難行動要支援者支援体制の整備 ○防災や感染症対策の体制整備
  - ○ⅠCT技術の活用による災害や感染症対策の実施

## 基本目標Ⅲ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる

- 1 地域包括支援センターの相談支援体制の強化と認知度の向上
  - ○地域包括支援センター相談支援体制の強化【拡充】 ○支援体制強化のための研修の実施
  - ○地域ケア会議による地域ネットワークの構築【再掲】 ○地域包括支援センターの周知
- 2 在宅医療と介護連携の強化
  - ○在宅医療サポートセンターにおける相談活動 ○在宅療養支援ベッドの確保
  - ○往診医登録制度の普及 ○医療・介護資源情報提供システムの活用
  - ○吉川・松伏多職種連携の会による在宅医療・介護連携の推進 ○情報共有ツールの活用
- 3 在宅医療と在宅介護の市民理解の促進
  - ○在宅医療・終末期の理解促進【拡充】 ○かかりつけ医等の普及・啓発
- 4 総合事業の基盤づくり
  - ○介護予防・生活支援サービス事業の推進
- 5 外出しやすい環境づくり
  - ○外出・移動の支援
- 6 住まいの確保
  - ○高齢者の経済的な負担の軽減 ○高齢者向け施設等の周知
- 7 買い物の機会の確保
  - ○買い物の利便性の向上

## 基本目標Ⅳ 利用者に応じた介護サービス提供体制をつくる

- 1 サービス提供体制の確保
- ○居宅サービスの提供体制の確保 ○地域密着型サービスの提供体制の確保 ○施設サービスの提供 体制の確保 ○介護従事者の確保と養成の支援
  - ○介護保険制度の理解促進 ○地域リハビリテーションサービスの提供体制の構築
- 2 サービスの質の向上のための基盤整備
  - ○介護支援専門員の支援 ○介護サービス相談員の派遣 ○介護サービス提供事業者への指導・監督
  - ○自立支援型地域ケアマネジメント会議による支援
- 3 その他の福祉事業
  - ○敬老祝品・祝金贈呈事業 ○公共施設無料利用証 ○緊急時通報システムの貸与【見直し】

## 12 計画の推進体制

- 1 計画の推進体制
  - ○計画の周知 ○高齢者福祉、保健、医療、教育など関係分野における連携 ○県との連携
- 2 吉川市介護福祉推進協議会
- 3 介護給付の適正化
  - ○適正な請求事務の指導 ○要介護認定の適正化 ○ケアマネジメント等の適正化
  - ○サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化(縦覧点検・医療情報との突合)
- 4 持続可能な開発目標(SDGs)の視点を持った取組

### 13 事業の達成状況の点検及び評価

- 1 計画の達成状況の点検と評価
- 2 事務事業評価と事業の見直し

## 吉川市版地域包括ケアシステム

